

「おせっかい爺の知って得する保険の話」

= 賠償責任保険の巻 =
物品破損編



はじめに、

物品破損を経験したことはありませんか？

- ・孫が家でボール投げをしていてテレビ画面を壊した
- ・デパートでお皿を見ていて手が滑って壊してしまった
- ・子供が遊んでいて誤って友達の子供にケガをさせた 等

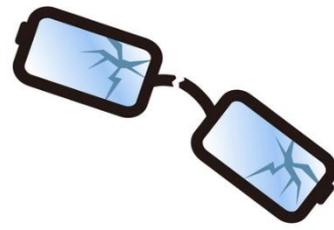
私は、孫が家に遊びに来ていて、じいじがチューしようとしたら孫が嫌がって眼鏡に手がかかって壊してしまいました。こんな事ってありませんか。

さて、保険を知っているじいじは何をしたのでしょうか。

あなたも知っておきましょう。



壊れた眼鏡



孫に眼鏡を壊されて、新品に買い替えるしかない
じいじがとった行動は？

じいじが買う 又は 子供に弁償させる

いいえ

保険に詳しいじいじは、こんな時、損害保険の個人
賠償責任保険を使います。この保険は、日常生活
の中で発生する賠償事故に対応できます。



「個人賠償責任保険」とは

日常生活において、**意図せず**に**他人を傷つけてしまったり**、**他人のモノを壊してしまったり**して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を受け取れます。

もしも他人や他人のモノを傷つけ、損害賠償責任を負ったら、賠償金が数千万円から1億円近くに達することも考えられます。

さまざまな状況で損害賠償責任を負ったときにも補償の対象となります。

個人賠償責任補償でカバーできる損害



飼い犬が
他人に
噛みついて
ケガを負わせた



買い物中に
商品を
落として
破損させた



ベランダから
モノが落ちて
通行人を
死亡させて
しまった



スポーツを
していて
他人に
ケガを負わせた



子供が
他人の家の
窓ガラスを
割ってしまった

今回は

「個人賠償責任保険」について学びます

じいじの壊れた眼鏡ですが、「じいじと孫は他人じゃないから弁償とか関係ないでしょう」と、お考えになりますよね。それは間違いです。

住んでいる場所が違って、生計も異なれば他人になります。

したがって、じいじは他人である子供に眼鏡を作り直してもらって、子供はその金額を保険会社に請求することができるのです。手続きには壊れたものの写真とか買った時の証明とか新しく買ったものの請求書や領収書といったものが必要になります。このくらいの手間は仕方ないですね。

ポイント

被害者は、加害者が加入している個人賠償責任保険を使って弁償金を補うことができる

注意事項

日常生活のリスクの備えとして役立つ保険であることは間違いありませんが、以下のような場合は補償されないので覚えておきましょう。

- ・**車両事故による賠償**: 運転を誤り、他人の家の塀にぶつけて塀の一部を壊してしまった
- ・**預かり物の賠償**: レンタル中のカメラを落下させて壊した
- ・**天災により与えた損害**: 地震発生時に、家の物干し竿が落ちて通行人にケガをさせた
- ・**同居親族へ与えた損害**: 自宅で子どもが同居の祖母に衝突し、祖母が骨折してしまった
- ・**類焼により与えた損害**: 自家から出火し、隣の家飛び火してしまった
- ・**故意による賠償**

「個人賠償責任保険の加入」をチェック！

個人賠償責任保険は、単独で加入するのではなく火災保険や傷害保険、自動車保険の特約として加入するのが一般的です。

クレジットカードに付帯されている場合もありますので、まずは自分がこの保険に加入しているかどうかを確認してみましょう。

チェックできたら、友達の家やいいじ・ばあばの家に気兼ねなく行けますよね。

其の1.重複加入に注意！

個人賠償責任保険は、重複して加入しても実損分しか補償されません。保険料が無駄になることがないように補償範囲を確認しておくことが大切です。

其の2.示談交渉サービスの有無を確認！

加入している個人賠償責任保険に「示談交渉サービス」がついているかどうかです。

以前は、個人賠償責任保険に示談交渉サービスが付帯されておらず、他人に対して損害賠償が必要な事故を起こしても、示談交渉がスムーズにすすまないこともありました。

自分で相手側と交渉するのは時間的にも精神的にも負担が大きいため、示談交渉サービスの付帯がない場合は見直しされることをおすすめします。

